

4 競争

ア 独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保するための手段）の見直し・強化

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
刑事告発手続の見直し （公正取引委員会）	公正取引委員会の情報収集活動等に関して、刑事告発を目的とする行政調査手続としての犯則調査手続の導入を検討する。 また、現行法上、検事総長への告発、不起訴の場合の内閣総理大臣への報告など、他法令に例がない厳格な告発手続が規定されているが、その妥当性について、見直しを検討する。	検討	検討	措置	（公正取引委員会） 独占禁止法の執行力・抑止力を強化する等の観点から、課徴金制度の見直し、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法の改正案を本年中の国会提出に向けて作業中。	
課徴金制度の見直し （公正取引委員会）	独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、現行課徴金制度を見直す。具体的には、独占禁止法違反行為を繰り返し行う事業者が跡を絶たないなどカルテル・談合体質が根強く残っている現状、並びに他の主要国における制裁金等の水準やその効果を踏まえ、課徴金制度の制定経緯等も考慮しつつ、現行課徴金制度の性格付けの見直しを含め、十分に抑止力のある効果的な制度を検討する。 なお、こうした制度の見直しに当たっては、適正手続の確保や不服申立ての手段等について、併せて検討を行う。	検討	検討	措置	（公正取引委員会） 独占禁止法の執行力・抑止力を強化する等の観点から、課徴金制度の見直し、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法の改正案を本年中の国会提出に向けて作業中。	
課徴金減免プログラムの導入 （公正取引委員会）	課徴金制度の見直しと併せて、摘発率の向上と法執行の効率性を両立させる観点から、自ら独占禁止法違反に関与していることを公正取引委員会に申告し、その後の調査・審査等に全面的に協力した者に対しては、上記課徴金の免除、減免等を行うプログラムの導入を図る。 ただし、導入に当たっては、透明性及び予測可能性を確保する観点から、課徴金減免のための要件とその効果を、告示やガイドラインの形で明確に定めて公表することとするなど、当局が過度の裁量権を有しないような工夫をする。	検討	検討	措置	（公正取引委員会） 独占禁止法の執行力・抑止力を強化する等の観点から、課徴金制度の見直し、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法の改正案を本年中の国会提出に向けて作業中（課徴金制度の見直しには、課徴金減免プログラムの導入を含む。）	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
課徴金適用対象の拡大 (公正取引委員会)	独占禁止法違反行為に対する抑止力を一層強化する観点から、課徴金の適用対象について、私的独占等の悪質な独占禁止法違反行為一般までの拡大を図る。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の執行力・抑止力を強化する等の観点から、課徴金制度の見直し、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法の改正案を本年中の国会提出に向けて作業中(課徴金制度の見直しには、課徴金の適用対象の拡大も含む。)	
審判制度の見直し (公正取引委員会)	～のようなエンフォースメントの強化を行うに当たって、更なる独立性や適正手続の確保等の観点から、審判制度の在り方を見直すことを検討する。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の執行力・抑止力を強化する等の観点から、課徴金制度の見直し、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法の改正案を本年中の国会提出に向けて作業中。	
既往の違反行為に対する措置期限についての見直し (公正取引委員会)	現行の排除措置について、国際カルテル等に対しても十分対応できるよう、措置期限の延長を検討する。また、現行3年とされている課徴金納付命令の措置期限についても、延長を検討する。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の執行力・抑止力を強化する等の観点から、課徴金制度の見直し、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法の改正案を本年中の国会提出に向けて作業中(審判手続等の見直しには、措置期限の延長を含む。)	
独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討着手			(公正取引委員会) 民事的救済制度の整備に係る改正は、平成13年4月から施行されたところ、同制度の実施状況を注視している。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
公正取引委員会の体制強化・移行 (公正取引委員会、総務省)	公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。 (体制移行については、内閣府が規制改革の推進、消費者利益の確保等を担っていること等を踏まえ、よりふさわしい体制とする観点から内閣府に移行することとし、第156回国会に係る法案提出)	体制強化について措置			(総務省) 公正取引委員会の体制強化については、平成13年に11人、平成14年度に40人(省庁間振替5人含む。)平成15年度に40人の増員を認めた。 (公正取引委員会) 公正取引委員会の体制については、平成13年度において11名、平成14年度及び平成15年度において各40名の増員を行い、また弁護士、公認会計士、エコノミストを採用する等体制の充実強化を図った。 (総務省) 「公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律」が平成15年4月2日に成立し、同年同月9日に公正取引委員会は内閣府に移行。 (公正取引委員会) 「公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律」が平成15年4月2日に成立し、同年同月9日に公正取引委員会は内閣府に移行。	
法人等に対する罰則の強化等 (公正取引委員会)	不当な取引制限の罪等の法人等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、独占禁止法第6条、第8条第1項第2号及び同項第3号違反行為について、違反行為が既になくなっている場合にも、法的措置を講ずることが出来るようにする。 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第47号)】	法案提出	措置済 (5月成立、6月施行)			
入札談合に關与した発注者側に対する措置の導入 (公正取引委員会)	入札談合に關与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、立法院において入札談合に關与した発注者側に対する措置の導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。 【入札談合等關与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)(議員立法)】	検討	措置済 (7月議員立法により法成立、1月施行)			

イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

(ア) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
民間等の外部人材の積極的な受入れ (公正取引委員会)	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や、出向元との関係にも一定の配慮をした上での他省庁からの出向者など、外部人材の専門性が生かせる分野については、非法執行部門も含め、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。			逐次実施	(公正取引委員会) 引き続き、審査局職員に対する研修の充実に努める。現在、公正取引委員会の定員は643名、違反事件の審査部門の定員数はその約半数の318名であり、また、受け入れている弁護士等の外部人材等は38名である。		
審査部門の人員の充実等 (公正取引委員会)	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。			逐次実施	(公正取引委員会) 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するため、審査部門への重点的な人員配置を行うとともに、定員についても平成13年度において9名、平成14年度において28名、平成15年度において25名の増員を行った。また、より一層の審査の迅速化等に資するよう、審査局全体の事件処理状況の管理、法解釈・法運用の整合性の確保、審査手法の研究開発等を行う管理企画課企画室を平成15年10月に設置した。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 (公正取引委員会)	<p>公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努める。その際、こうした期間は一つの目安であって、たとえその期間を超えたとしても、関係人が措置の対象にならないわけではないことを明確にする必要がある。</p> <p>また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。</p> <p>その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。</p>			逐次実施	(公正取引委員会) 規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっていることにかんがみ、独占禁止法違反事件の処理についても迅速化を図ることとしており、特に迅速な処理が求められるIT・公益事業分野における事件であって、平成14年度以降に立入検査を行い、又は審査に着手するものについては、原則として3か月以内での処理に努めるとの事件処理の目標期間を設定した。		
警告・注意等の取扱いの改善 (公正取引委員会)	<p>公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことができない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。</p>			逐次実施	(公正取引委員会) 審査体制を強化し、精力的な審査活動を実施しており、特に、IT、公益事業分野や知的財産権分野については、過去4年間では警告及び注意を行うにとどまっていたが、平成15年度においては、4件の法的措置を行った		
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員)	<p>現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。</p>	引き続き励行	引き続き励行	引き続き励行	-	(公正取引委員会) 引き続き励行する。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
会)						
審査打切りの概要の公表 （公正取引委員会）	審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。			逐次実施	（公正取引委員会） 規制改革推進3か年計画（再改定）後において該当する事案はなかったが、引き続き励行する。	
ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 （公正取引委員会）	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事案に関する処理の迅速化を図る。		検討・措置	逐次実施	（公正取引委員会） 私的独占、不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく、平成13年度において9名、平成14年度において28名、平成15年度において25名それぞれ審査部門の増員を図るとともに、競争の活発化が期待されるIT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置したIT・公益事業タスクフォース（平成13年4月設置）を活用し、平成15年度においては、2件の法的措置を行い、迅速に対処した。	

(イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 (公正取引委員会)	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、非法執行部門を含め、民間の専門家や、出向元との関係にも一定の配慮をした上で、他の省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。			逐次実施		(公正取引委員会) 企業結合に関し迅速かつ適切に処理するため、企業結合部門への重点的な人員配置を図るとともに、定員についても、平成14年度において6名、平成15年度において2名の増員(平成13年度から8名の増員)を行ったほか、エコノミスト等の外部人材等7名を受け入れ、機能・体制の強化を行っている。	
審査の迅速化のための目標の設定・公表 (公正取引委員会)	企業結合の事案の中には、審査に長い期間を要する事案も多いとの指摘もあることから、公正取引委員会は、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定し、これを公表する。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】		逐次実施 (12月公表)	逐次実施		(公正取引委員会) 事前相談の迅速性及び透明性をより一層高める観点から、平成14年12月11日、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表し、同方針で定めた期間内で相談に対応している。	
審査対象の重点化のための明確な基準の策定 (公正取引委員会)	今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観点から、事案の公表のより一層の充実を図る。また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドラインにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討する。 【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】		逐次実施 (12月公表)	逐次実施		(公正取引委員会) 平成14年12月11日、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表するとともに、詳細審査案件に対する回答・公表内容を拡充する等、公表内容のより一層の充実化を図っている。また、公表事例の蓄積等を踏まえ、現行の企業結合ガイドラインの見直し作業を行っている(平成16年3月23日に原案を公表)。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
<p>企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)</p>	<p>審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。</p> <p>公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容、及び判断の根拠となる、市場シェア、順位、当事会社の競争状況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。</p> <p>【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】</p>		<p>逐次実施 (12月公表)</p>	<p>逐次実施</p>	<p>(公正取引委員会)</p> <p>平成14年12月11日、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表するとともに、詳細審査案件に対する回答・公表内容を拡充する等、公表内容のより一層の充実化を図っている。</p>	
<p>事前相談の明確化・透明化 (公正取引委員会)</p>	<p>公正取引委員会は事前相談制度を明確化・透明化することとし、事前相談のうちどのような案件を公表するかの基準を明示するとともに、同委員会が企業に求める提出資料リスト、審査期間等を明示・公表するなど、運用を明確化する。</p> <p>【企業結合計画に関する事前相談への対応について(平成14年12月11日)】</p>		<p>逐次実施 (12月公表)</p>	<p>逐次実施</p>	<p>(公正取引委員会)</p> <p>事前相談の迅速性及び透明性をより一層高める観点から、平成14年12月11日、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表し、同方針に基づき提出資料の明確化等を図っている。</p>	

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		13年度	14年度	15年度		
証券取引分野における市場監視機能の強化 (金融庁)	証券取引分野においても、証券市場監視を強化する観点からのエンフォースメント手段の強化・拡充及び複線化、並びに罰則規定の見直し等が必要である。また、資本市場の健全性と公正性をより一層確保できるよう、市場の監視取締体制について、十分な人員及び予算を確保することが必要である。また、行政上の制裁措置等や、不正取引、ディスクロージャー等に係る資本市場の監視取締に必要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在り方について検討を行い、結論を得る。			検討・結論	<p>(金融庁)</p> <p>市場の監視取締体制については、平成16年度予算において、犯則事件の調査部門を中心に、証券取引等監視委員会の定員23名を増員し、市場の公正性・透明性の向上を図るために必要な体制を整備することとしている。</p> <p>更に、人材の質の向上の観点から、証券取引等監視委員会において、公認会計士、弁護士、デリバティブの専門家等の民間専門家を採用(同委員会職員の2割超)するとともに、専門分野の実践的な研修を充実・強化している。</p> <p>また、証券取引等監視委員会の検査権限を拡大するために必要な制度整備を行うため、第159回通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律案を提出(16年3月5日)した。</p> <p>なお、監視委員会は、平成15年度に、個人投資家保護等のためのルール整備を求める建議を3件行い、証券市場の監視取締に必要な規則整備に貢献している。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁)	a 民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度に係る検討等 機動的に必要な十分な市場における違法行為への対応を行うために、厳格な構成要件が要求される刑事罰と市場における仲介機関等を主たる対象とする行政処分というエンフォースメント手段の実効性を検証した上で、不正取引や不実開示等の証券取引法違反行為について、行政上の制裁として、米英等の民事制裁金や独禁法上の課徴金の制度等も参考にしつつ、民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度の導入について検討を行う。その際、適正手続の確保策についても併せて検討する。			検討・結論	(金融庁) 以下の措置を講じるために必要な制度整備を行うため、第159回通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律案を提出(16年3月5日)した。 ・証券法違反行為の抑制を図り、法規範の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として証券取引法の違反者に一定の金銭的負担を課す課徴金制度を導入する。 ・違反対象行為は、インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、有価証券届出書等(新規発行時の届出)の虚偽記載とする。 ・適正手続の確保の観点から、審判官により主催される事前の審判手続を経て、課徴金を賦課することとする。	
(金融庁)	b 差止命令や是正命令等の積極的活用 証券取引等における詐欺的行為等に起因する被害の拡大の早期防止等、機動的な投資家保護の観点から、行政等の申立てに基づく裁判所による違反行為者に対する差止命令や是正命令等が活用されるような検討を行い、また、例えば、米国の差止命令・是正命令に類似する制度(行政限りでの差止命令・是正命令制度)についても、英米でのエンフォースメントの実態や、日米の法制の差異、我が国における違反行為の実情を十分精査した上、幅広い角度から検討する。			検討・結論	(金融庁) 以下の措置を講じるために必要な制度整備を行うため、第159回通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律案を提出(16年3月5日)した。 ・有価証券報告書等の提出者に対する調査について監視委員会も行使できることとするとともに、虚偽記載等の場合の訂正命令・効力停止命令に係る権限について所見の見直しを行い、ディスクロージャー違反による被害の拡大の早期防止、機動的な投資家保護を図る。	
(金融庁)	c 証券会社の行為規制の見直し 証券会社の行為規制について、法令違反に対する抑止力として十分な実効性が確保されているかどうかを検証し、必要に応じて、適切な対応を行う。			検討・結論	(金融庁) 証券会社の行為規制違反(作為的相場形成等)についても課徴金を賦課することの必要性等について法制上の検討を実施。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁)	<p>d 帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に対する罰則の強化</p> <p>法定帳簿は、顧客の投資判断には直接関係しないとはいえ、その虚偽記載は、行為の悪質性・重大性において、有価証券報告書等の虚偽記載と同等ではないかとの指摘もあり、他の法制における法定帳簿の取扱いとの整合性、証券取引法の他の罰則との整合性等を踏まえ、現行法令による抑止力の実効性について必要な検討を行う。</p>			検討・結論	<p>(金融庁)</p> <p>検討の結果、以下の理由により、現在の証取法上の法定帳簿についての検査回避・虚偽記載への罰則は、現時点では適切なものと考えられる。</p> <p>証取法上の法定帳簿についての検査回避・虚偽記載への罰則は、平成9年の罰則強化の際に、大幅強化(罰金刑引上げ(30万円 300万円) 懲役刑(1年以下) 新設、法人重課(2億円) 以上法198条の5)、他法令では、法定帳簿の虚偽記載、隠匿について、証取法を超える罰則を置いている例はなく、罰則を設けていないケース(銀行法、保険業法)もあり、証取法について更なる罰則の強化を行うことは、他法令とのバランスを失することとなる。</p> <p>証取法内においても、上記検査回避・虚偽記載より重い罰則は、インサイダーや相場操縦等の不正取引、業務停止命令違反等のみであり、帳簿書類の検査回避・虚偽記載等に対する罰則水準は相当重い。なお、有価証券報告書等の虚偽記載についてより重い罰則(5年以下の懲役、500万円以下の罰金、法人重課(5億円))となっているのは、投資家保護の観点から特にその公正確保が重要であるためである。</p>	
(金融庁)	<p>e 民事責任規定の見直し</p> <p>開示規制の違反に関する民事責任規定の実効性を高める観点から、開示制度の運用の実態に留意しつつ、その見直しを検討する。また、不正取引について、この分野におけるルールのエンフォースメントを確保する観点から、民事上の救済手段との関係をどのように考えたらよいか、相場操縦以外の行為については必ずしも市場における行為が必ずしも前提となっていないことについてどのように考えるか等に留意しつつ、具体的な民事責任の規定の導入の是非について検討する。</p>			検討・結論	<p>(金融庁)</p> <p>証取法上の民事責任規定の見直しを行い、第159回通常国会において、発行会社の継続開示違反について、発行開示と同様、賠償責任を法定する等、被害者による違反者に対する民事責任追及を容易にするための制度改正をもちこんだ証券取引法等の一部を改正する法律案を提出(16年3月5日)した。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁)	f 有価証券の定義の見直し 投資家保護の観点から、包括的な定義規定を設けることに関し、定義規定の明確性の問題や証券取引法の規制内容に適した商品に限定できるかどうかといった問題も含め、検討する。			検討・結論	(金融庁) 以下の措置を講じるために必要な制度整備を行うため、第159回通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律案を提出(16年3月5日)した。 ・中小企業等投資事業有限責任組合の出資持分等について、みなし有価証券とする。 さらに、これまで投資家保護が図られていない投資サービス、今後登場するであろう新たな投資サービスに対応する証取法を中心とした投資家保護のあり方について、金融審議会において引き続き検討する。	
各事業分野におけるエンフォースメントの強化 (総務省)	a 電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化 電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。		逐次措置		(総務省) 平成15年3月17日に、設備保有の有無に着目した一種・二種の事業区分の廃止、参入に係る許可制の廃止等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出し、同年7月17日可決・成立、同年7月24日に公布され、平成16年4月1日に施行。 また、電気通信事業分野における競争状況の評価を実施するため、平成15年11月に「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施項目」を策定・公表したところである。これらに基づき、平成15年度は「インターネット接続」の領域について競争評価を実施したところであり、平成16年4月に評価案を公表し、6月に確定予定。	
(経済産業省)	b エネルギー分野におけるエンフォースメントの強化 電気事業分野及びガス事業分野においては、市場の開放により競争が促進され様々な紛争が生じることが予想されることから、公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備するとともに、競争促進ルールのエンフォースメントの強化という観点から市場監視機能の強化を図る。		逐次措置		(経済産業省) 行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、平成15年2月の電気事業分科会報告書及び都市熱エネルギー部会報告書においても言及されているところであり、これに基づき必要な措置について検討を行っていく予定。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(経済産業省)	c エネルギー分野における競争監視機能の強化 電気事業分野においては、市場監視及び紛争処理のための監視機関に高度のチェック機能を付与する。また、ガス事業分野においても、市場の公正な運営を監視するための機関の設計を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、平成15年2月の電気事業分科会報告書及び都市熱エネルギー部会報告書においても言及されているところであり、これに基づき必要な措置について検討を行っていく予定。	
(関係府省)	d 専門的機関の機能・権限 ネットワーク事業分野における専門的機関については、迅速な紛争処理、競争監視の実効性確保、競争ルール策定との連携を実現する観点から、その整備に当たり、以下のような機能・権限を付与することについて検討する。 ア 斡旋、仲裁などの事業者間の紛争処理機能 イ 情報遮断、会計分離等を含む競争ルールの遵守状況等の監視及び調査権限 ウ 監視、紛争処理の成果を競争ルール策定に適切に反映するための勧告権限		検討・結論		(経済産業省) 平成15年の改正電気事業法に基づき、新たに設立される送配電等業務支援機関においては、系統利用に関する紛争処理を行うほか、系統利用に関するルールの整備・運用を行うこととなっており、定められたルールの監視も行っていくこととなる。なお、現在は当該機関設立に係る準備・検討が進められているところ。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（経済産業省、総務省、公正取引委員会）	e 業種を超えた参入の促進 電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者による業種を超えた参入が活発化すると考えられるが、事業所管省庁は、他分野における市場支配力等を背景とした反競争的行為が行われることがないよう、参入等に当たって適切な担保措置を講ずる。また、問題となる行為が見られた場合には、事業所管省庁及び公正取引委員会は、積極的にこれを是正・排除する。		検討・措置		<p>（総務省）</p> <p>総務省は、東京電力株式会社が第一種電気通信に参入する際に、同社が電気事業分野において独占的な地位を有している等、固有の事情があることを踏まえ、情報通信審議会への諮問、パブリックコメント等を経て、電気通信市場における公正競争を確保するため必要最小限のものとして、第一種電気通信事業の参入許可に当たって条件を付したところ（平成14年2月8日許可）。また、総務省は、中部電力が参入する際にも、同様の事情があることを踏まえ、参入許可に当たって同様の条件を付したところ（平成14年9月25日許可）</p> <p>（経済産業省・公正取引委員会）</p> <p>電気事業分野においては、市場支配力を背景とした反競争的行為が行われることのないよう、「適正な電力取引についての指針」や中間法人による送配電等業務支援機関制度を設けることとするなどにより担保措置を講じているところ。</p> <p>また、ガス事業分野においては、他事業分野における独占的な地位を利用して不当に他のガス事業者の事業活動を困難にするおそれのある行為について、「適正なガス取引についての指針」に反映する予定である。</p> <p>（公正取引委員会）</p> <p>公益事業分野における独占禁止法違反について、効率かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置したIT・公益事業タスクフォース（平成13年4月設置）を活用し、引き続き励行する。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(公正取引委員会及び関係府省)	f 公正取引委員会と各事業所管官庁との連携の推進 電気通信、エネルギー等の公益事業分野の競争促進の観点からは、公正取引委員会と各事業所管官庁の両者が協働して更なる連携の具体的方策を構築し、これによってエンフォースメントの一層の強化を図る。すなわち、両者のエンフォースメントが重複し、市場に混乱が生じることがないようにするため、それぞれの具体的適用関係を明らかにし、適宜機動的に見直しを図るとともに、必要な場合には相互の連絡や情報提供がより円滑に行えるようにする等、所要の措置を講ずる。		逐次措置		(公正取引委員会、経済産業省、総務省) 公正取引委員会は、電気通信、エネルギー等の公益事業分野における公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、平成13年4月にIT・公益事業タスクフォースを設置して、これらの分野における監視を強化し、独占禁止法違反が認められた場合には、厳正に対処している。また、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、必要に応じ、事業所管官庁と共同してガイドラインを策定するとともに、紛争処理事例等を踏まえて機動的に改定を行うなど、事業所管官庁との連携を図っている。	
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。 【電気事業分野における競争促進のための環境整備について(平成14年6月28日)】 【電気通信分野の制度改革及び競争政策の在り方について(平成14年11月15日)】 また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。 【「適正な電力取引についての指針」改定(平成14年7月25日)】 【「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定(平成14年12月25日)】	必要に応じて実施	電気事業(6月)・電気通信事業(11月)について一部措置済。その他についても必要に応じて実施。 電気事業(7月)・電気通信事業(12月)について一部措置済。	必要に応じて実施	(公正取引委員会) 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づく制度(RPS制度)が平成15年4月から開始されたことに伴い、新エネルギー等を変換して得られる電気(新エネルギー等電気)に係る取引について、一般廃棄物発電の余剰電力取引を対象とした調査結果を踏まえ、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、「RPS制度開始に伴う一般廃棄物発電の余剰電力取引について」を公表し、今後の一般廃棄物発電に係る新エネルギー等電気の取引についての独占禁止法上の考え方を示した(平成15年8月18日)。 (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを行うこととしている。 また、総務省が平成14年9月から開催した「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」に公正取引委員会も参加する等電気通信事業分野における競争促進に向けて連携を図っている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					(公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野及びガス事業分野においては、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを行うこととしている。	
		検討(逐次結論)				
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 (公正取引委員会、総務省)	a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中にとりまとめ、公表する。 【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月30日)】	措置済 (11月公表)				
	b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。 【「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定(平成14年12月25日)】		一部措置済 (12月改定・公表)	必要に応じて逐次見直し	(公正取引委員会、総務省) - 電気通信事業分野においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを行うこととしている。	
ガイドラインの適時適切な見直し等 (関係府省)	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。		逐次実施		(公正取引委員会、総務省) - 電気通信事業分野においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを行うこととしている。 (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野及びガス事業分野においては、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを行うこととしている。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
専門的機関と公正取引委員会の関係 （公正取引委員会及び関係府省）	<p>実効性ある競争監視及び公正・透明かつ迅速な紛争処理を確保する観点からは、競争の基本ルールである独占禁止法を所管する公正取引委員会と、各事業法を所管する事業所管省庁又は専門的機関が、それぞれの法律に基づき、競争ルールの遵守状況の監視、紛争処理を行うことができるようにし、両者の競合緊張関係の下で、適切な処理が行われるようにする。</p> <p>このような関係の中で、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、迅速かつ柔軟にルールの見直しが行われ、それが監視や紛争処理に活用されるよう、公正取引委員会、事業所管省庁、専門的機関の間で、適時適切に情報交換を行う等、実効性ある連携を図る。</p>		逐次実施		<p>（公正取引委員会、経済産業省、総務省）</p> <p>電気事業分野及びガス事業分野においては、公正取引委員会と経済産業省は、それぞれの所管範囲に責任を持ちつつ、相互に連携を図ることにより、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を共同で策定している。また、経済産業省は、「電気の取引に関する紛争処理ガイドライン」及び「ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」を策定し、電気事業法又はガス事業法に基づいて紛争処理を行うほか、独占禁止法に関連があると考えられる事項については公正取引委員会に連絡するなど、紛争の適切な処理が行われるよう、相互の連携を図っている。</p> <p>また、電気通信事業分野においては、公正取引委員会と総務省は、それぞれの所管範囲に責任を持ちつつ、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同で策定しており、同指針に基づいて、必要に応じ情報交換等を行うこととするなど、相互の連携を図っている。</p>	

エ 企業の経済活動を活性化するためのその他の措置

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
一般集中規制（持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制）の見直し及びフォローアップ（公正取引委員会）	a 大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制を廃止する。 持株会社の公正取引委員会への届出、報告基準を引き上げる。 金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第11条について、証券会社、無尽会社、信託会社をその規制対象から外すとともに、適用除外株式を拡大し、また、保険業法等との整合性を確保するなど、その在り方の見直しを検討し、規制対象範囲の縮減を図る。 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第47号）】	法案提出	措置済 （5月成立、11月施行）			
	b 平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（持株会社ガイドライン）を見直す。 【事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（平成14年11月12日）】		措置済 （11月改定）			
	c 一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。			平成16年度においてフォローアップ、引き続き評価・検討	（公正取引委員会） 平成16年度において施行状況をフォローアップするとともに、引き続き評価・検討することとしている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
景品類に関する規制の見直し (公正取引委員会)	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。 【インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて(平成13年4月26日)】	措置済 (4月公表)				
景品表示法の改正 (公正取引委員会)	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)(昭和37年法律第134号)の表示ルールについて執行力・抑止力の強化を行うほか、特に、裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有さないにもかかわらず商品又はサービスの効果、効能、性質を表示することを有効に規制することができるように、同法の規制対象となる表示類型について見直しを行う。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後、公布・施行	(公正取引委員会) 商品・サービスの内容について合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示の効果的な規制手法の導入等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が平成15年5月23日に制定・公布された(平成15年6月23日施行、一部同年11月23日施行)。	
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について- 広告表示問題を中心に -」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。 【消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項(平成14年6月5日)】	検討	一部措置済 (6月公表)	必要に応じて逐次見直し	(公正取引委員会) インターネット接続サービス事業者のADSL接続サービスの取引に係る広告表示についての実態調査結果を踏まえ、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項(平成14年6月5日)」の一部改定を行い、公表した(平成15年8月29日)。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
下請法の改正等 (公正取引委員会) <流通工の再掲>	a 経済のソフト化・サービス化という環境変化を踏まえ、役務の委託取引についても取引の公正化のための有効な枠組みを確立するため、下請代金支払遅延等防止法(下請法)(昭和31年法律第120号)の対象を一定の役務の委託取引に拡大するとともに、同法の執行体制の整備・拡充について、関係府省の協力体制の整備を含め検討する。 取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託取引に本法の対象を拡大し、新たに法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。 (第156回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立後、公布・施行、その他の措置	(公正取引委員会) プログラムの作成等役務に係る下請取引を対象に追加すること等を内容とする「改正下請代金支払遅延等防止法」が成立したことに伴い、関係省庁との連絡会議を定期的開催。(平成16年4月1日施行)	
(公正取引委員会) <流通工の再掲>	b 役務の委託取引について、下請法で規制することができない取引や行為について、独占禁止法により厳正に対処するため、役務取引に関する独占禁止法ガイドラインの改定等の検討を行う。 複雑・多様なコンテンツ取引の実態を十分踏まえつつ、コンテンツの取引についての独禁法上の考え方をより明確化するとともに、必要に応じ「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」の改定を行うなど、市場参加者にとって、より自由かつ公正な取引を行うための環境整備を行う。			措置	(公正取引委員会) 下請法で規制の対象をならない荷主と運送事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するため「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の不公正な取引方法」を指定。(平成16年4月1日施行) コンテンツ取引について独占禁止法上の考え方をより明確にするために「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」を改定(平成16年3月公表)。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
効率的なSCM構築に向けた下請法の運用明確化 (公正取引委員会、経済産業省)	効率的なサプライチェーン・マネジメント(SCM)構築に向けて、下請法の運用明確化を図る。		検討・結論		(公正取引委員会、経済産業省) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の適用を受ける取引においてSCMを採用した受発注を行う場合の下請法上の取扱いについては、SCMの取引実態を踏まえつつ、下請事業者の意見に十分配慮して、検討を行い、事業者等の活動に係る事前相談制度(ノーアクションレター)に基づき寄せられた相談に回答し、その旨を公正取引委員会のホームページに掲載することによって下請法の運用明確化を図った。(平成15年3月31日)	
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。 【「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」報告書(平成14年3月20日)】	措置済 (3月公表)				
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 (経済産業省) <流通イの再掲>	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。 【中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令(平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第3号)】	検討	措置済 (4月施行)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
情報開示制度のサービス分野への適用拡大等サービス・フランチャイズに関する環境整備 (経済産業省)	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについても、契約締結時の情報開示等に関する制度の整備について、引き続き、検討するとともに、サービス・フランチャイズ契約全般の在り方について総合的な検討を行い、早期に結論を得る。 【フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査報告書(平成14年11月1日公表)】		実態把握 (11月公表) 制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討	早期に措置	(経済産業省) 当省では平成15年2月から6月にかけてサービス・フランチャイズ研究会を開催し、サービス・フランチャイズに関する総合的な環境整備の在り方について検討を行い、専門人材の育成、加盟者側の意識向上、本部に対する客観的評価の促進など、様々な論点について一定の結論を得た。	
フランチャイズ・ガイドラインの見直し (公正取引委員会) <流通イの再掲>	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。 【フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について(平成14年4月24日)】	検討	措置済 (4月改定・公表)			
公共料金 (内閣府及び関係府省) (内閣府及び関係府省)	民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」(平成6年11月18日閣議了解)を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。 a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちょく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。 【公共料金分野における情報公開の現状と課題(平成15年3月6日)】	逐次実施	フォローアップ (3月公表)			
(内閣府)	b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。 【公共料金の構造改革：現状と課題(平成14年6月25日)】	検討	結論 (6月公表)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
公営ガス事業等の地方公営事業における民間参入の推進 (総務省)	a 公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。		逐次実施		(総務省) 各種会議において、地方団体に対し以下の事項について要請。 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の意思を踏まえ、現在の地方公営企業形態による公共サービス供給を維持することの適否について再点検を行う。 廉価で質の高いサービスを供給する観点から、地方独立行政法人制度、PFI事業、公の施設の指定管理者制度、民間委託等の適切な活用を図る等効果的なサービス供給の在り方について再点検を行う。 「規制改革集中受付月間」において提出された全国規模での規制改革要望への対応方針について」において、上記内容について平成16年度以降も取り組むこととした。 総務省の「地域再生支援プラン」に基づき、民間的経営手法の導入等、公営企業の経営の在り方に関する「地方公営企業の経営の総点検について」(総務省自治財政局公営企業課長通知)を作成し、地方団体に周知したところ。 公営ガス事業については、平成13年度に「公営ガス事業の民営化手法研究会」を開催し、民営化等の手法の研究を行い、その結果を公営ガス事業者等に周知したところ。 公営バス事業については、「規制改革の社会における公営バス事業の経営に関する研究会」を外部委託し、民間委託等の事例や課題等の調査検討を行い、その結果を報告書として取りまとめ、公営バス事業者等に周知したところ。	
	b 公営バス事業、病院事業等の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。		逐次実施			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進 (財務省)	印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されることとされているが、独立行政法人の業務とされているものうち切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。			遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論	(財務省) 印刷業務については、平成15年4月に独立行政法人化されたところであり、遅くとも最初の中期目標期間終了時(平成19年度)に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしている。	
民間への事業主体変更の円滑化 (財務省及び関係府省) (総務省)	a 補助金の交付を受けて建設した施設について事業主体の変更(例えば、地方公共団体から民間への変更等)を行う場合であっても、住民に提供されるサービスの実態に変化がなく、補助目的等に照らし適当であるときは、補助金の取扱いを変えないことができる旨を明確にする。 b 地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付け等の方法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しない旨を地方公共団体に周知する。 【総務省自治財政局地方債課事務連絡(平成15年3月)】		措置済		(財務省) 平成15年3月開催の補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「規制改革の推進に関する第2次答申」の趣旨を踏まえ、適宜、適切に対処されたい旨、各省各庁に対し内容を周知徹底。	

オ 政府調達制度の見直し

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
官公需法に基づく「中小企業者向け契約目標」設定にかかる透明性の確保 (経済産業省)	官公需についての中小企業者の受注機会の確保に関する法律(官公需法)に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における「中小企業者向け契約目標」についての透明性を確保する観点から、閣議決定後にその内容をホームページに掲載する際、翌年度の契約方針作成に向けて広く意見を募る。さらに閣議決定に至る手続きや各発注省庁ごとの「契約見込み額」と「前年度実績額」、それぞれの官公需全体における比率についても、併せて公表し、透明性の確保を図る。			措置	(経済産業省) 平成15年度中小企業者に関する国等の契約の方針が平成15年7月11日に閣議決定され、同方針全文の公表に併せて同日付で中小企業庁ホームページ上で 平成16年度契約方針作成に向けての意見募集を行うとともに、 平成15年度中小企業者に関する国等の契約の方針決定のプロセス 平成14年度官公需契約実績・15年度見込を公表し、透明性の確保に努めた。	
政府調達の公正性・経済合理性の更なる確保 (経済産業省及び関係府省)	官公需法(「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」)(昭和41年法律第97号)に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における中小企業者向け契約目標については、無理な分割発注等の施策を強いることとなっていないか等の観点から、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、その在り方を検討する。また、この検討結果を踏まえて、「中小企業者に関する国等の契約の方針」における「分離・分割発注の推進」についても、例えば、分割発注方式を採用する場合には、透明性確保の観点から、採用する理由を明らかにし公表すること等、改めて見直しを検討する。		継続的に検討	(経済産業省) 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約目標の在り方について、中小企業政策審議会において検討を行っているところである。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
多様な入札・契約方式の推進 (国土交通省、総務省及び関係府省)	a 国土交通省直轄工事においては、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設コストの縮減を図ることを目的に、施工方法等の技術提案を受け付ける方式として、入札時VE方式や契約後VE方式が試行的に導入されており、その提案の範囲についても工事目的物の変更も認められるようになるなど、積極的にその推進に取り組んでいるところであるが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、試行の拡大等により同方式での契約を本格的に導入する等、更なる拡大を図る。			逐次措置	(国土交通省) 民間の技術力を活用する入札方式を積極的に拡大することとし、試行を進めているところ。 「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」(平成15年4月15日) 国土交通大臣・財務大臣連名で各省庁に対し、入札時VE方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約方式の導入・活用を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付国土交通大臣・財務大臣通知))	
(国土交通省及び関係府省)	b 公共工事の品質確保を図る観点から、国等の機関においては、環境維持、交通の確保、特別な安全対策等価格以外の要素を重視すべき工事については、価格とともに性能等を併せて評価する総合評価落札方式による発注を積極的に推進する。			逐次措置	(国土交通省) 試行の拡大を図るとともに、従来より小規模な工事で試行。また、地方公共団体への普及を念頭に事例集を作成。「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」(平成15年4月15日) 国土交通大臣・財務大臣連名で各省庁に対し、総合評価落札方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約方式の導入・活用を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付国土交通大臣・財務大臣通知))	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
地域要件の適正化の推進 (総務省、国土交通省)	地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。		継続的に検討		(国土交通省) 公正取引委員会における「公共調達と競争政策に関する研究会」に参加し、地域要件の設定のあり方等について検討(平成15年11月18日「公共調達と競争政策に関する研究会報告書」公表)。	
国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し (総務省及び関係府省)	事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。		継続的に検討		-	
公共事業契約に係る入札参加資格等の見直し (国土交通省、総務省及び関係府省)	公共事業の契約において、必要に応じて「工事、製造又は販売等の実績」、「工事等についての経験」を参加資格として定める場合については、契約実績を掲げるときは、官公庁契約のみに限らず、同等の技術力等を要求されると考えられる民間契約もできる限り同等に扱う。「入札に参加する者の事業所の所在地」に関する必要な資格を定める地域要件についても、新規事業者が事業範囲を拡大していく場合の制約となっていないか等の視点も含め、諸外国の制度を参考にしつつ、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての見直しを踏まえて、今後、その在り方を検討する。		継続的に検討		(国土交通省) 国土交通省では、入札参加条件としての「工事实績」等について、従来から、民間契約についても官公庁契約と同様に適正に評価を実施しているところ。 さらに、公募型指名競争入札を対象に、入札参加者を一定の数に限定しない「詳細条件審査型一般競争入札」の試行を拡大。(「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」(平成15年4月15日)) 公正取引委員会における「公共調達と競争政策に関する研究会」に参加し、地域要件の設定のあり方等について検討(平成15年11月18日「公共調達と競争政策に関する研究会報告書」公表)。	
指名停止措置の更なる強化 (国土交通省及び関係府省)	違反行為に対する抑止力強化を図り、公共契約における不適当な業者の混入を排除する観点から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(中央公契連モデル)における贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止について、その運用の明確性及び手続の適正性の確保に一層留意しつつ、指名停止期間の延長等の強化を図ることを検討する。			検討	(国土交通省) 贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止措置の強化を内容とする中央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止モデルを改正(平成15年5月29日)。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、総務省)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。		逐次措置		<p>(総務省)</p> <p>入札契約適正化法に基づき行った実態調査の結果の概要を公表(平成15年10月3日)するとともに、調査結果に基づき、平成15年10月31日付けで国土交通省と総務省が共同で各地方公共団体に対して入札契約適正化法により義務付けられた事項の速やかな実施について同法に基づき要請を行ったところ。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号。以下、「入札契約適正化法」という。)の義務付け事項の速やかな実施等公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、入札契約適正化法に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知))。</p> <p>併せて、人口規模10万人以上の地方公共団体のうち、入札契約適正化法の遵守が徹底していない団体名を公表(平成15年10月31日)</p> <p>さらに、入札契約適正化法に基づく情報公表について、特に実施が不徹底な事項にかかる市区町村の公表事例を含むマニュアルを策定し、各地方公共団体へ周知(「入札及び契約に係る情報公表マニュアル等の作成について(平成15年11月12日総務省自治行政局行政課長・国土交通省総合政策局建設業課長通知))</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省及び関係府省)	<p>国及び一定の政府関係法人の工事について、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通大臣・財務大臣通知)】</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)】</p>	<p>逐次実施 (14年10月各省各庁の長等、地方公共団体に要請)</p>			<p>(総務省)</p> <p>国土交通省・総務省連名で各都道府県に対し、工事規模・発注体制等を踏まえた一般競争入札等の適切な実施を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、入札契約適正化法に基づき要請(国総入企第24号・総行行第157号「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知))。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>国土交通大臣・財務大臣連名で各省庁に対し、また、国土交通省・総務省連名で地方公共団体に對し、それぞれ、一般競争入札の適切な実施を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通大臣・財務大臣通知) 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知))。</p>	
指名競争入札方式の改善 (総務省)	<p>地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。この場合、都道府県及び政令指定都市は、他の市町村と比して適正な工事の施工の確保のための措置等が採りやすい実情にあるので、その実施する指名競争入札方式を採る工事については、低入札価格調査制度への早期移行に向けた検討に着手する。</p> <p>【公共工事に係る入札及び契約の適正化について(平成14年5月14日総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知)】</p>		検討 (5月地方公共団体に要請)	検討	<p>(総務省)</p> <p>低入札価格調査制度への移行等を求めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」の具体化に努めるよう国総入企第24号・総行行第157号「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)により地方公共団体に要請。</p> <p>なお、すべての都道府県・政令指定都市で低入札価格調査制度を導入済み(平成15年3月31日現在:入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査)</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省及び関係府省)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。 【公共工事に係る入札及び契約の適正化について(平成14年5月14日総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知)】	継続的に実施 (14年5月地方公共団体に要請)			-	
履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について早期に検討を開始する。 【新たな保証制度に関する実務研究会報告(平成14年7月19日)】	検討開始	とりまとめ (7月公表)	検討結果を踏まえ引き続き検討	(国土交通省) 近年、建設投資の減少により競争が激化し、ダンピングが横行する中、公共工事の品質確保を強化する観点から、瑕疵担保期間(現行2年)の延長及び瑕疵担保責任のあり方についての検討経費を16年度予算に盛り込んだところ。今後、前記報告の内容も踏まえ、公共工事の品質確保や市場を通じた淘汰・再編を促進する観点から、保証制度のあり方を総合的に検討していく。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
監督・検査の外部委託の積極的推進 (総務省、財務省、国土交通省及び関係府省)	<p>前記、と並行して、発注した工事の監督や検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用する。</p> <p>また、その実施状況も踏まえ、必要があれば更なる監督・検査の外部委託の活用についても検討する。</p> <p>また、行政改革及び雇用創出の観点も踏まえ、監督・検査の外部委託の積極的な活用を検討する。</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通大臣・財務大臣通知)】</p> <p>【公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成14年10月31日国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)】</p>	継続的に推進(活用、検討) (14年10月各省各庁の長等、地方公共団体に要請)			(総務省) 国土交通省と総務省の連名で各都道府県に対し、業務の態勢の整わない場合における外部機関の活用等を含めた工事の監督・検査の充実を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、入札契約適正化法に基づき要請(国総入企第24号・総行第157号「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)」、 (財務省) 国土交通大臣・財務大臣連名で各省庁に対し、工事の監督・検査に係る外部機関の活用等を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通大臣・財務大臣通知))、 (国土交通省) 所管補助事業等において、外部委託の活用等により監督・検査の一層の充実を推進すべき旨通知(平成15年2月10日付) 国土交通大臣・財務大臣連名で各省庁に対し、また、国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、それぞれ、工事の監督・検査に係る外部機関の活用等を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通大臣・財務大臣通知)公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知))、	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
リース契約等の契約方式の改善（関係府省）	政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等（これら機器の保守を含む。）の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。		調査	調査結果を踏まえ検討	<p>（総務省）</p> <p>OA機器のリース契約等については、地方公共団体の事務の効率化を図る観点から、長期継続契約の対象範囲を拡大するため、地方自治法の改正法案を第159回国会に提出（平成16年3月9日）</p> <p>（財務省）</p> <p>事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。</p>	